

(証券コード：4316)

2026年6月4日

(電子提供措置の開始日2026年5月29日)

株 主 各 位

東京都千代田区内神田二丁目12番5号

株 式 会 社 ビ ー マ ッ プ

代表取締役社長 杉 野 文 則

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://soukai.bemap.co.jp/>)

上記ウェブサイトへアクセスして、「株主総会書類」を選択のうえ、ご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、3頁以下にご案内のとおり、インターネットによりご自宅等から株主総会にご出席又はご参加できますので、株主の皆様におかれましては、極力、郵送またはインターネットによって2026年6月25日(木)午後6時までには議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 2026年6月26日(金曜日)午前10時(受付開始時刻 午前9時30分)
- 場 所 東京都千代田区外神田1-1-8 東芝万世橋ビル3階
TKP秋葉原カンファレンスセンター ホール3B
(昨年と開催場所が異なりますので、お越しの際はご注意ください。)
- 会議の目的事項
報告事項 1. 第28期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告及び連結
計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告
の件
2. 第28期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
議 案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書面において、議案に賛否の表示が無い場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。インターネット又は書面により事前に議決権を行使し、当日、会場に出席し議決権を行使された場合は、会場における議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。また、インターネット又は書面により事前に議決権を行使し、当日、インターネットにより出席または参加された場合は、事前の議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 事前の議決権行使にご協力いただいた株主様には、議案への賛否に関わらず、8月上旬をめどに**Quoカード500円分**を郵送させていただきます。また、**お土産のご用意はございません**ので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

株主総会へのインターネット出席及び議決権行使について

本株主総会につきましては、昨年までと同様、ご自宅・職場などからインターネット出席・閲覧が可能な準備を整え、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、会場の収容人員には限りがあることから、可能な限り、後記1. インターネット出席、または、事前に書面又はインターネットでの議決権行使をしていただいたうえで後記2. インターネット閲覧をご利用いただくようお願い申し上げます。

事前に議決権を行使いただいた株主様には、議案への賛否に関わらず、Quoカード500円分を進呈させていただきます。(本年8月上旬のご送付を予定しております。)

1. インターネット出席について

開催日当日に当社指定のウェブサイトを通じて、ライブ中継をご視聴いただきながら、議決権行使、ご質問が可能です。実際に株主総会の会場にお越しいただく場合と同様に、会社法上、株主総会に株主様ご本人が「出席」したものと取り扱われます。

開催日当日(2026年6月26日(金曜日))の午前9時45分以降、当社ホームページ株主総会専用サイト(<https://soukai.bemap.co.jp/>) (以下「専用サイト」) にアクセスしてご参加ください。その際、議決権行使書に記載されております「株主番号」「議決権行使個数」の入力が必要となりますので、議決権行使書の控え(書面行使の際に郵送ハガキから切り分けた半券部分)を当日まで大切に保管してください。

議決権行使書

The diagram shows a rectangular proxy card. On the left side, there is a callout box containing the following text: '株主番号' followed by 10 black dots, '議決権行使個数' followed by 2 black dots, and a wavy line below. Below this callout box is the text 'この部分を使用しますので、捨てずに保管してください。'. The main card has a dashed line on the left side, with the text '控え(半券)' to its left and 'ハガキ部分' to its right. The top of the card is labeled '議決権行使書'.

事前に書面またはインターネットで議決権行使いただいていない株主様におかれましては、上記の当社指定のウェブサイトより、決議事項の採決時に議決権を行使いただけます。

なお、上記の当社指定のウェブサイトより、質問を行うことができます。質問につきましては、入力いただいた内容を議長が代読させていただきます。質問を行う期間・タイミング、方法については議長の指示に従っていただきます。

また、動議につきましては、インターネット出席では対応いたしませんので、動議を行う可能性のある方は会場へのご出席をお願いいたします。会場へのご出席に際しては、後記4. を参照ください。

3. 事前の議決権行使について

開催日当日に1. インターネット出席、4. 会場への出席が出来ない場合は、議決権行使を6月25日（木）午後6時までに行っていただくようお願いします。

書面（同封の議決権行使書のハガキに記入して投函）、インターネットのいずれかで行うことができます。

3-1. 書面による事前の議決権行使について

同封の議決権行使書用紙に各議案に関する賛否をご表示のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

The diagram shows a proxy voting form with the following sections:

- Header:** 議決権行使書 (Proxy Voting Form), 株主番号 (Shareholder No.) 〇〇〇〇〇〇〇〇, 議決権の数 (Number of Shares) XX 個 (XX shares).
- Recipient:** 〇〇〇〇 御中 (To: 〇〇〇〇).
- Date:** ××××年 ×月××日 (Date).
- Table:** A table with 4 columns and 4 rows for recording votes. An arrow points to this table with the text: "こちらに議案に対する賛否をご記入ください。" (Please record your approval/disapproval for the proposal here).
- Proposal List:** A list of proposals numbered 1, 2, 3, 4, each with a corresponding row in the table.
- Instructions:** 賛成の場合▶「賛」の欄に○印 (For approval, mark with a circle in the '賛' column). 否認する場合▶「否」の欄に○印 (For disapproval, mark with a circle in the '否' column). 議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。(If no approval/disapproval is indicated for a proposal, it will be treated as approval.)
- QR Code:** A QR code for smartphone use, with the text: スマートフォン用 議決権行使ウェブサイト ログインQRコード (QR code for smartphone proxy voting website login).
- Barcode:** A barcode at the bottom with the text: 〇〇〇〇〇〇 (000000).

3-2. インターネットによる事前の議決権行使について

当社指定の議決権行使ウェブサイトにて各議案に対する賛否を2026年6月25日（木曜日）午後6時までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

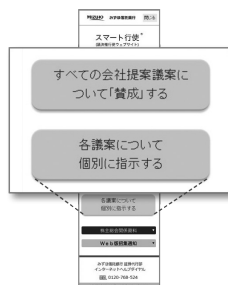
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

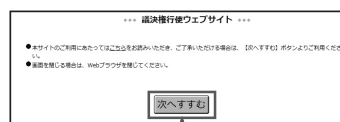
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

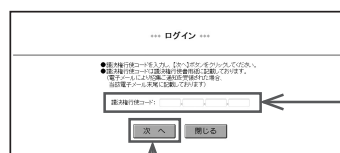
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

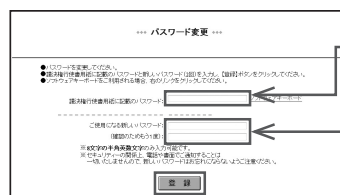
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 平日午前9時～午後9時)

4. 開催日当日のご来場について

日時： 2026年6月26日（金）10:00より（受付開始9:30より）

会場：東京都千代田区外神田1-1-8 東芝万世橋ビル3階

TKP秋葉原カンファレンスセンター ホール3B

当日ご来場の際は、同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。

最寄駅・会場周辺での当社スタッフによるご案内は行いませんのでご了承ください。

ご来場時の注意事項

- 会場入口にて検温を実施させていただき、37.5度以上の発熱がある場合は、入場をお断りさせていただきます。
- 株主さまご自身の議決権行使書をご持参ください。
- 会場には大人数を収容することができません。また、熱源となる撮影・配信用の機材を設置いたします。これにより室温が高めとなる可能性がありますので、役員、当社スタッフにつきましては、クールビズ着用とさせていただきます。
- 役員の一部はインターネットでの参加となる可能性があります。

事業報告

2025年4月1日から2026年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）におけるわが国経済は、人流ならびに経済活動の正常化が一段と進み、雇用・所得環境が改善するとともに個人消費やインバウンド需要が回復するなど、緩やかな回復基調が続きました。一方で、地政学リスクの継続に伴うエネルギー・食糧価格の上昇、円安の進行など、景気の不透明感も強まっております。

当社グループの主な事業領域でありますIT関連業界におきましては、企業向けのIT投資環境は良好となっておりますが、人手不足の深刻化や受注獲得競争の激化が生じるとともに、先行きの不透明感による投資の先延ばし等も生じております。インバウンド需要につきましては、中国など一部を除き全般的な人流が回復し更なる拡大が見込まれます。

当連結会計年度におきましては、売上高は対前期を上回りましたが、売上総利益の伸びが弱く、当社・子会社とも販売費及び一般管理費の削減により営業損失額を減少させたものの、営業利益の確保には至らず、営業損失・経常損失を計上いたしました。また、投資有価証券売却益9,587千円、減損損失16,204千円、棚卸評価損36,237千円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。

当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高1,721,303千円（前年同期比15.19%増）、営業損失97,784千円（前年同期は営業損失182,808千円）、経常損失100,596千円（前年同期は経常損失190,333千円）、親会社株主に帰属する当期純損失151,553千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失179,556千円）となりました。

システム・ソリューション事業の概況は以下のとおりであります。

（モビリティ・イノベーション）

鉄道など社会インフラ提供事業者向けのシステム開発・サービス提供として、鉄道会社数社との間で新しい創客モデルを構築すべく準備に取り組んでおり徐々に成果を出しつつあります。当期においては、鉄道、流通などの事業者や監督官庁等との事業モデルの企画・調整に取り組みました。残念ながら、受注・売上の実績につきましては、交通系ICカードに関わるサービス（transit manager）や私鉄系のアプリ運用などの小規模案件に留まりました。

（ワイヤレス・イノベーション）

エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社（NTTB P）を始めとする通信事業者、自治体との協力により、通信・鉄道・流通や自治体をはじめとする無線LA

Nスポット提供事業者に対して、無線LANの認証・クラウド管理基盤などのシステム開発・サービス提供を進めております。通信事業者向けの保守運用案件については予定通り進捗しましたが、新規構築の大型案件の獲得には至らず、売上を伸ばすには至りませんでした。当社独自の新品・サービスであるAir Compass Media（車載サーバ）やEdgecore製品及びクラウド管理システム、ミリ波を活用したTerragraph、Wi-Fi Halow等の無線システムの販売は、引き合いは活発なものの規模が小さく、売上高への貢献は限定的でした。前期に引き続き、茨城県より防災情報配信システムの実証調査研究事業を受託いたしました。また、新たな分野として、宇宙・防衛事業準備室を開設し、衛星通信、長距離無線、ドローンなどの事業性の検討に着手し、検証用機材の販売を開始いたしました。

（ソリューション）

上記以外の映像配信システム事業、TVメタデータのASP事業、コンテンツプリント事業、02020事業・MMS事業等のうち、連結子会社である株式会社MMSマーケティングを含めた02020事業・MMS事業については商談の延期等により実績を伸ばすことができませんでした。自治体・事業会社向けのEdgecoreなどハードウェア販売は好調でしたが、利益率が低い案件が含まれ、また、一部のハードウェア製品における販売遅延を踏まえ棚卸資産の評価減を行ったことや、一部製品について今後見込まれる回収・交換等に要する費用を製品保証引当金として計上したことにより、原価率が悪化したため、売上高は増加したもののこれに見合う利益を確保できませんでした。アパらくWi-Fi（賃貸住宅向けWi-Fi）、病院Wi-Fiについては、本格的な展開には至らず微少に留まりました。その他の取組として、電力データ等を活用した見守りサービス（おうちモニタ）について協力会社とともに企画及び商用化の準備を行っております。

（2）設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は16,893千円で、工具器具及び備品が16,893千円であります。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度においては、2025年4月17日付にて第三者割当増資により92,412千円、2026年3月23日付にて第三者割当増資により49,961千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの属するモバイル業界においては、ビジネス環境は常に進化し続けています。とりわけ5G、Ma a S等の技術革新、新サービスの登場は、既存技術・サービス、顧客を基本にした事業環境を激変させる可能性がある一方、他社に先駆けて斬新なサービスを創出するチャンスでもあります。このような環境において、当連結会計年度においては、とりわけモビリティ・イノベーション事業分野、ワイヤレス・イノベーション事業分野において売上規模が大幅に縮小したため、次年度以降の回復が急務となっております。そのため、魅力的なサービスの企画提案とその提供、新たな成長機会の追求、そして事業全体の効率化の更なる推進を図るとともに、当社の最も重要なリソースである人材の採用・育成・強化に努めます。その具体的取り組みとして、以下の四点を課題に掲げております。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

① 顧客への提案営業力の強化

当社グループは、社会的に重要なインフラを提供する顧客を抱えており、非常にユニークな立ち位置にあることを認識しております。これら既存顧客に対し、市場環境や、技術革新、新たなユーザーニーズを踏まえた提案を重ね、より深耕し受注を受けること、又はパートナー企業と連携した共同事業の企画展開を図ることで、他社が容易に真似できない付加価値の高いサービスの実現を目指します。特に技術革新、新サービス登場により事業環境の変化に対応できる高度な人材の採用・育成により、顧客に対し魅力的な提案を行っていくことが今後の当社の成長のカギであると考えております。

② 新規顧客からの案件獲得、当社独自商品・サービスの展開

社会インフラを中心とする主要顧客については、3月に受注・売上が集中する傾向があるため、月次ベース・四半期ベースでの収益の凹凸が顕在化しております。また、提案を行いつつシステムの完成を図る案件プロセス上の特性により、利益率が低くなるケースがあります。

当社は安定した受注・売上と高い利益率を獲得する観点から、既存顧客への提案と開発を通じて得た資産とノウハウを新規顧客に展開していくこと、当社独自の商品・サービスを展開し高収益を確保することを、最重要の課題として取り組んでまいります。

③ 案件ベースでの損益分岐点把握と原価管理の徹底

当社グループの経営成績は、連続して損失を計上したことにより、利益剰余金は依然としてマイナスであり配当等の株主還元を実現できずしております。この状況を解消するため、収益力を向上させることが必要であります。

当社としては、一定の利益を確保できるよう、事業ごとの損益分岐点を見極め、それに見合った経費統制を含む案件管理・進捗管理を実施してまいります。

④ 工程管理・工数管理の徹底を通じた品質・納期管理による収益性向上

獲得した各案件において、安定した利益を生み出すためには、技術力・品質管理スキルの向上が必須となります。受託開発案件などで計画外の追加開発費や補修費が発生した場合は、全社損益を悪化させるリスクがあることから、システムの信頼性を向上させることが非常に重要になっております。そこで、営業、生産、運用及び品質管理に関して各担当者が身に付けるべき技術力、及びそのプロセスを標準化するとともに、工数管理・工程（進捗）管理の徹底、効率的なテスト・出荷前検査・運用マニュアルの整備などの実施を通して収益性を向上させ、人材の強化に努めてまいります。また、新型コロナウイルスの流行に伴い、リモートワークへの移行など労働環境が激変する中においても、効率的な業務遂行体制と業務従事者の健康を維持できるよう努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第25期 (2023年3月期)	第26期 (2024年3月期)	第27期 (2025年3月期)	第28期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高 (千円)	1,042,444	1,598,968	1,494,314	1,721,303
経常損失 (△) (千円)	△188,487	△72,902	△190,333	△100,596
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△224,718	155,845	△179,556	△151,553
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△69.54	48.19	△55.49	△43.38
総資産 (千円)	1,010,729	1,169,196	929,031	938,232
純資産 (千円)	578,129	702,622	504,900	502,808

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第25期 (2023年3月期)	第26期 (2024年3月期)	第27期 (2025年3月期)	第28期 (当事業年度) (2026年3月期)
売上高 (千円)	1,041,993	1,266,158	1,082,625	1,299,289
経常損失 (△) (千円)	△169,662	△43,565	△185,123	△115,455
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△210,205	154,861	△182,192	△160,599
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△65.04	47.89	△56.30	△45.97
総資産 (千円)	739,270	907,290	743,771	809,012
純資産 (千円)	534,987	683,295	482,895	466,198

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社こんぷりん	10百万円	51.0%	インターネット、携帯電話網、その他通信システムを利用したコンテンツの企画、デザイン、制作、運営及び販売業務 など
株式会社MMSマーケティング	30百万円	60.9%	「メディアによる情報発信」からデジタルデバイスでの認証を通じて「実店舗での購買」までを連携するマーケティングプラットフォームを活用したサービスの提供及びデータの取扱

③ 重要な関連会社の状況

当社には該当する重要な関連会社はありません。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

当社には該当する特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社は、コンテンツインフラ及びそれを活用したコンテンツの企画・開発・運営・販売から構成されるモバイルシステムインテグレーション事業を行っております。
提供サービスの内容は次のとおりであります。

事業分野	内 容
システム・ソリューション事業	<モビリティ・イノベーション> 交通関連、移動体向けのインフラ提供事業 <ワイヤレス・イノベーション> 通信事業者向け無線LAN事業 <ソリューション> 画像配信システム事業 TVメタデータ関連事業 O2O2O・MMS事業 コンテンツプリント事業 自治体・一般事業者向け無線システム販売事業 等

(8) 主要な拠点等（2026年3月31日現在）

会 社 名	所 在 地
当 社	東 京 都 千 代 田 区

(9) 使用人の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の使用人数

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
81名	4名

(注) 従業員数は、契約社員・アルバイト等13名を含みます。

② 当社の使用人数

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
78名	5名	42.0歳	10.5年

(注) 従業員数は、契約社員・アルバイト等13名を含みます。

(10) 主要な借入先及び借入金残高（2026年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社KEIJIN	120百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

「継続企業の前提に関する重要事象等」

当社グループは、過去より継続して、営業損失、経常損失を計上しており、当連結会計年度におきましても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。こうした状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

なお、詳細につきましては、「連結注記表」及び「個別注記表」の「継続企業の前提に関する注記」に記載しております。

「上場廃止の決定及び整理銘柄の指定」

当社は、2026年3月31日付で、株式会社東京証券取引所より、当社株式を整理銘柄に指定し2026年10月1日付けで上場廃止とする旨の通知を受けました。その概要は以下の通りです。

(1)	銘柄	株式会社ビーマップ 株式 (コード：4316、市場区分：グロース市場)
(2)	整理銘柄指定期間	2026年3月31日（火）から2026年9月30日（水）
(3)	上場廃止日	2026年10月1日（木）
(4)	理由（関連条項）	上場維持基準に適合しないため（有価証券上場規程第601条第1項第1号）
(5)	理由の詳細	株式会社東京証券取引所の上場廃止の決定及び整理銘柄の指定理由は次の通りとなります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">株式会社ビーマップは、基準日における上場維持基準（時価総額基準）に係る審査の結果、上場維持基準への不適合が確認されたため、当取引所は、当該会社の株式について上場廃止を決定し、整理銘柄に指定します。</div>

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 12,650,000株

(2) 発行済株式の総数 3,561,900株
 （自己株式1,035株を除く。）

(3) 株 主 数 6,011名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
杉 野 文 則	202,600株	5.69%
財 部 美 瑛	150,000株	4.21%
株式会社Spicy Company	92,000株	2.58%
清 水 和 美	60,300株	1.69%
本 屋 敷 伸 三	60,000株	1.68%
鍵 谷 文 勇	54,800株	1.54%
野村證券株式会社	48,291株	1.36%
ユメノソラホールディングス株式会社	47,000株	1.32%
和 久 田 三 千 代	40,800株	1.15%
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	32,438株	0.91%

(5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2026年3月31日現在）

	第7回新株予約権	第9回新株予約権	第12回新株予約権
発行決議の日	2013年6月26日 当社定時株主総会 2014年3月20日 当社取締役会	2013年6月26日 当社定時株主総会 2015年4月23日 当社取締役会	2017年6月27日 当社定時株主総会 2018年3月14日 当社取締役会
新株予約権の数	100個	44個	195個
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	10,000株	4,400株	19,500株
新株予約権の発行価額	8,210,000円	3,242,800円	16,441,620円
株式の発行価額	1円	1円	1,539円
新株予約権の行使期間	2014年5月1日から 2044年3月20日まで	2015年6月1日から 2045年4月23日まで	2020年4月1日から 2027年5月31日まで
取締役(社外取締役を除く)	保有者数 1名 保有数 100個 目的である株式の数 10,000株	保有者数 1名 保有数 44個 目的である株式の数 4,400株	保有者数 1名 保有数 7個 目的である株式の数 700株
	第14回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
発行決議の日	2013年6月26日 当社定時株主総会 2018年5月11日 当社取締役会	2013年6月26日 当社定時株主総会 2019年3月14日 当社取締役会	2013年6月26日 当社定時株主総会 2020年2月20日 当社取締役会
新株予約権の数	88個	15個	140個
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	8,800株	1,500株	14,000株
新株予約権の発行価額	10,744,800円	1,236,450円	8,361,640円
株式の発行価額	1円	1円	1円
新株予約権の行使期間	2018年6月1日から 2048年5月11日まで	2019年3月30日から 2049年3月13日まで	2020年3月10日から 2050年2月19日まで
取締役(社外取締役を除く)	保有者数 1名 保有数 88個 目的である株式の数 8,800株	保有者数 2名 保有数 15個 目的である株式の数 1,500株	保有者数 2名 保有数 140個 目的である株式の数 14,000株

	第24回新株予約権
発行決議の日	2021年6月25日 当社定時株主総会 2022年4月25日 当社取締役会
新株予約権の数	150個
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	15,000株
新株予約権の発行価額	6,889,350円
株式の発行価額	1円
新株予約権の行使期間	2022年5月12日から 2052年4月24日まで
取締役(社外取締役を除く)	保有者数 2名 保有数 120個 目的である株式の数 12,000株
監査役	保有者数 1名 保有数 30個 目的である株式の数 3,000株

(注) 第12回新株予約権について、取締役が保有している新株予約権は、いずれも使用人として付与されたものです。(使用人兼務取締役に対し使用人報酬として付与された場合を含みます。)

- (2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項(2026年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	杉 野 文 則	事業推進本部長、経営管理本部長 一般社団法人千代田区観光協会 アドバイザー (株)こんぷりん 代表取締役 (株)MMSマーケティング 代表取締役 大江戸今昔めぐり製作委員会 委員長 (株)クナイ 社外取締役
取 締 役	大 谷 英 也	経営管理部長 (株)こんぷりん 監査役 (株)MMSマーケティング 監査役
取 締 役	小 林 忠 男	一般社団法人無線LANビジネス推進連絡会 顧問 ウィング・ケイ(株) 代表取締役
取 締 役	岩 渕 弘 之	(株)MMSマーケティング 代表取締役 (株)jek iインタラクティブ・コミュニケーションズ 社外取締役
常勤監査役	小 山 信 行	
監 査 役	小 林 義 典	(株)トゥリー 社外監査役 (株)ステージハンド 社外監査役
監 査 役	小 林 弘 樹	(株)アキュレートアドバイザーズ 代表取締役 (株)サイトリ細胞研究所 取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役のうち小林忠男氏は社外取締役であります。
 2. 監査役のうち小山信行氏、小林義典氏、小林弘樹氏は社外監査役であります。
 3. 小林弘樹氏は東京証券取引所が指名を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 4. 監査役 小林義典氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員の構成は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員社長	杉 野 文 則	CEO、事業推進本部長、経営管理本部長
執行役員	加 藤 高 弘	CSO、CPO
執行役員	須 田 浩 史	チーフ・ワイヤレス・アーキテクト
執行役員	大 谷 英 也	CFO、経営管理部長
執行役員	馬 谷 聡	インテグレーション部長
執行役員	森 田 九二彦	ワイヤレス・イノベーション部 副部長
執行役員	白 井 利 顕	ソリューション部長
執行役員	福 島 文 博	ワイヤレス・イノベーション部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等として優秀な人材を確保するとともに、役員等がその職務の執行に伴い損害賠償の責任を負うことを過度におそれることによりその職務の執行が萎縮することがないように、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる業務執行に関し損害賠償請求がなされることによって生じる損害を当該保険契約により限度額5億円の範囲で填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社又は子会社に属する取締役・監査役・管理職従業員並びに共謀したとされる従業員、またそれらの配偶者、法定相続人であり、当連結会計年度において支払った保険料の全額を当社が負担しております。役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、雇用にかかる請求については除外しているほか、有価証券報告書等の虚偽記載等にかかる請求については免責額を設定し補填の対象から除外しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月18日の取締役会決議により、役員報酬等の決定に関する基本方針を決定し、その中で、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を定めました。（ただし、業績連動報酬の個人別の額の決定方法については、2014年6月24日開催の第16期定時株主総会の決議により決定済であります。）

取締役の報酬は、月額報酬である基本報酬、単年の営業成績（税金等調整前当期純利益（連結計算書類を作成しない場合は税引前当期純利益。以下同。））に応じて支給額を決定する業績連動報酬、非金銭報酬等として中期計画の達成度合い等に応じて割当数を決定する株式報酬型ストック・オプションの3つにより構成されており、個人別の報酬等は以下の通り決定することとしております。

業績連動報酬は税金等調整前当期純利益の10%としておりますが、事業年度ごとの企業価値向上に向けた活動の成果であることから妥当な指標と考えております。

基本報酬（月額報酬）	代表取締役社長、専務取締役、常務取締役、取締役の区分（役位）と常勤非常勤の別ごとに目安額を設けるものとし、その範囲内において各人の職務内容、実績、経験を勘案して決定する。
業績連動報酬	代表取締役を100とし、専務取締役を30、常務取締役を25、業務執行取締役を20とする比率で配分する。
株式報酬型ストック・オプション	業績連動報酬の配分に準じる。但し、業績への貢献度合いに応じて増減することがある。また、業務執行を行わない取締役に割り当てる場合は、在職年数、実績等を勘案して決定する。

報酬等の種類ごとの比率の目安は、上限額まで支給する場合は、基本報酬8（65.6%）に対し、業績連動報酬3（24.6%）、株式報酬型ストック・オプション1.2（8.2%）の割合となります。当連結会計年度における実績は、基本報酬が100.0%、業績連動報酬が0.0%、株式報酬型ストック・オプションが0.0%であります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

	報酬の種類	最新の株主総会決議	員数※	備考
取締役	基本報酬（月額報酬）	2021年6月25日	4名	年額80,000千円以内
	業績連動報酬	2014年6月24日	4名	年額30,000千円以内
	株式報酬型ストック・オプション	2021年6月25日	4名	年額12,000千円以内
監査役	基本報酬（月額報酬）	2006年6月22日	4名	年額15,000千円以内
	株式報酬型ストック・オプション	2021年6月25日	3名	年額3,000千円以内

※当該決議を行った株主総会終結時点の取締役または監査役の員数であります。

取締役の基本報酬については、内数として社外取締役の報酬額（年額16,000千円以内）を定めており、当該決議を行った株主総会終結時点の社外取締役の員数は2名であります。

また、取締役の株式報酬型ストック・オプションについては、内数として社外取締役の報酬額（年額2,000千円以内）を定めており、当該決議を行った株主総会終結時点の社外取締役の員数は2名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、上記株主総会決議において個別の額の計算方法が決定している業績連動報酬、取締役会決議により個別の割当数を決定している株式報酬型ストック・オプションを別として、基本報酬（月額報酬）については、取締役会の委任決議に基づき代表取締役杉野文則が取締役の個人別の報酬額の具体的金額を決定しております。なお、全ての取締役は、事前もしくは委任決議に際して議長である代表取締役より凡その額の説明を受けており、上記決定方針の範囲内での委任であることを確認しております。また、個別の決定額が、上記決定方針の範囲外であるとの指摘が皆無であることから、当該方針に沿って決定されたものと判断しております。

委任される権限の内容は、上記決定方針の範囲内であり、これらの権限を委任した理由は、代表取締役であり取締役会の議長として構成員の報酬額の決定に関与と責任を持つのが妥当と考えているからであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	取締役 （うち社外取締役）		監査役 （うち社外監査役）		計	
	員数	金額	員数	金額	員数	金額
基本報酬（月額報酬）	4名 (2名)	45,720千円 (5,640千円)	3名 (3名)	11,040千円 (11,040千円)	7名	56,760千円
業績連動報酬	—	—	—	—	—	—
非金銭報酬 (株式報酬型ストック・オプション)	—	—	—	—	—	—
計	4名 (2名)	45,720千円 (5,640千円)	3名 (3名)	11,040千円 (11,040千円)	7名	56,760千円

(注) 当連結会計年度においては、営業損失・経常損失・税金等調整前当期純損失を計上したことを勘案し、業績連動報酬並びに株式報酬型ストック・オプションは支給しないことといたしました。なお、上記には、使用人兼務取締役1名に対する使用人報酬9,570千円は含まれておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外取締役の重要な兼職先と当社との関係

取締役小林忠男氏は、ウィング・ケイ(株)の代表取締役を兼務しております。当社とは資本関係はありませんが、2021年6月までコンサルティング契約を締結しており、当連結会計年度における取引はありません。また、同氏は一般社団法人無線LANビジネス推進連絡会やその他の無線・通信技術に関する任意団体の会長・顧問等を歴任されており、当社はこれら団体等への関与を通じて情報の収集、提携先・顧客の開拓等に活用しております。

② 社外監査役の重要な兼職先と当社との関係

監査役小林義典氏は、(株)トゥリー・(株)ステージハンド両社の非常勤監査役（社外監査役）を、監査役小林弘樹氏は、(株)アキュレートアドバイザーズの代表取締役、(株)サイトリ細胞研究所の取締役（監査等委員）をそれぞれ兼務しております。前述の4社と当社の間には、資本関係はありません。当連結会計年度において、(株)アキュレートアドバイザーズに対し企業調査の業務委託（2件、合計900千円（税別））を行いました。その他の前述の3社と当社の間には、取引関係はございません。

③ 社外取締役及び社外監査役に関する事項

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動内容
取締役	小林 忠男	当期開催の取締役会13回のうち11回に出席し、当社の事業分野と関連の深い通信などの企業・団体における豊富な経験と幅広い知識をもとに、経営上有用な指摘・意見を適宜述べております。
監査役	小山 信行	当期開催の取締役会13回全てに出席し、また、当期開催の監査役会13回全てに出席し、上場・開示・コンプライアンス等のコンサルティング業として培われた専門的な知識・経験等をもとに、経営上有用な指摘・意見を適宜述べております。
監査役	小林 義典	当期開催の取締役会13回全てに出席し、また、当期開催の監査役会13回全てに出席し、特に公認会計士及び税理士としての専門的な見地から、当社の経営上有用な指摘・意見を適宜述べております。
監査役	小林 弘樹	当期開催の取締役会13回全てに出席し、また、当期開催の監査役会13回全てに出席し、不正に関わる捜査・調査の専門的な知識・経験等をもとに、経営上有用な指摘・意見を適宜述べております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役小林忠男氏は通信（特に無線）、と当社の主要な事業分野に関して実務・経営両面において豊富な経験と知識を有していることから、当社の事業展開において有意義な助言・指導を期待しております。同氏は、取締役会に付議される当社事業計画、予算や重要な案件の審議にあたり、専門的・経営的見地から技術、顧客・市場動向やリスク等について適切な見解、修正意見を適宜述べております。

5. 会計監査人の状況(2026年3月31日現在)

(1) 会計監査人の名称

そうせい監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に対する報酬等

① 当連結会計年度にかかる会計監査人としての報酬等の額

20,000千円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

20,000千円

(注) 1 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度にかかる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3 当連結会計年度において、そうせい監査法人に支払われた公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額ははありません。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(7) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コーポレートガバナンス

- (イ) 定款及び取締役会規程に基づき開催される取締役会において、適宜、業務執行に関する状況の確認、情報の共有を行い、問題点を発見した場合は、速やかにこれらの会議において対策を講じ実行する。
- (ロ) 職務執行にあたっては、取締役相互で監視しあうほか、監査役会による監査を受ける。
- (ハ) 社外取締役は、客観的な視点により経営のアドバイスとチェックを行う。
- (ニ) 社内において法令又は定款等に違反する行為が行われ、又は行われようとしていることに気が付いたときは、社内通報制度により監査役に通報するものとし、監査役は代表取締役社長（告発の対象が代表取締役社長である場合は、予め取締役会で定められた取締役。以下同。）に内容を通知する。そして、直ちに危機管理規程に基づく緊急対策本部を設置して問題解決にあたり、通報者に対して匿名性を保証し不利益が無いことを保証する。
- (ホ) 反社会的勢力による不当要求に対しては、倫理行動基準、販売管理規程等の規程に従い、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係を持たない体制を整備する。

② コンプライアンス

- (イ) 当社の進むべき方向性を指し示す経営理念、倫理行動基準を定め、これに則った事業運営を行う。
- (ロ) 取締役は、当社における内部統制システムの構築とその実践に取り組む。
- (ハ) 当社のすべての役職員が、倫理行動基準に則り行動するよう、整備及び運用を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 情報の保存・管理

当社は、職務遂行上必要とする以下の文書、文書管理規程に定める機密文書、その他重要情報に関しては、定款、取締役会規程その他の社内規程に基づき、適切に保存及び管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

- (イ) 株主総会議事録と関連資料
- (ロ) 取締役会議事録と関連資料
- (ハ) 経営会議議事録と関連資料
- (ニ) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

② 情報の閲覧

社内の重要情報や顧客情報に関しては、文書管理規程に基づき取扱い、閲覧、保存、管理及び廃棄を行う。

③ 上記の他、情報システム基本規程・個人情報保護マネジメントシステム等に基づき、適切な情報管理を行う。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① 平時においては、会議規程等の社内規程に基づき毎週開催する経営会議において、環境、事業の進捗と収益性、予実対比、リスク等に関する情報を共有し、問題点を発見した場合は、速やかに同会議において対策を講じる。

- ② 緊急時においては、危機管理規程に基づき、代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部が統括して危機管理にあたるとともに、対応内容等について随時経営会議に報告する。
- ③ 上記の他、リスク管理規程に基づき、四半期毎に一回以上リスク管理委員会を開催し、内外の状況に応じたリスク分析・対応策の検討を行い、所定の決裁機関に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 会議体の少数設置と充実化

(イ) 取締役会の開催の柔軟性

取締役、監査役が出席する取締役会を毎月一回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に発することを基準とする。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。なお、書面決議の採用により、機動的な会議運用と意思決定の迅速化を図る。

(ロ) 経営会議による情報共有・効率化

取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤取締役、各部門責任者である使用人、最低一名以上の監査役が出席する経営会議を原則として毎週一回開催し、業務執行に関する基本的事項に係わる意思決定を迅速に行う。取締役は、経営会議その他の機会を活用して積極的に意見交換し、企業の実情を把握する。

② 職務権限・責任の明確化

業務の運営においては、取締役会規程、職務分掌規程、職務権限規程・表などの社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コーポレートガバナンス

- (イ) 当社のすべての役職員は、ビーマップ経営理念及び倫理行動基準に則り行動するものとする。
- (ロ) 経営会議において、適宜、業務執行に関する状況の確認、情報の共有を行い、問題点を発見した場合は、速やかに同会議において対策を講じ実行する。

② コンプライアンス

社内において法令又は定款等に違反する行為が行われ、又は行われようとしていることに気が付いたときは、社内通報制度規程に定める社内通報制度により監査役に通報するものとする。監査役はその真偽を確認した上で代表取締役社長に内容を通知し、直ちに代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置して問題解決にあたる。また、通報者に対して匿名性を確保し不利益が無いことを保証する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における業務の適正を確保するため、子会社管理規程を整備し、次のとおり子会社を管理する。

- ① 当社の規程・コンプライアンス基準を準用するとともに、事業内容の定期的な報告と協議を行う。
- ② 会計基準は、特定の理由がある場合を除いて、原則的に当社の会計基準に従う。

- ③ 子会社の業務執行者による当社への報告体制、子会社の損失のリスク管理体制、子会社の業務執行の効率性を確保するための体制並びに子会社の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について、当社と同等の管理を行う。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役及び監査役が意見交換を行った上で必要な組織改訂・人事異動を行う。
- (8) 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役職務の補助を担当する使用人が、当該補助業務を行う場合は、監査役指揮命令に従うものとし、取締役からの指揮命令を受けないものとする。また、業務遂行にあたっては監査上必要な情報全てを収集できるものとする。
- ② 監査役職務の補助を担当する使用人に関する人事考課及び人事異動については、監査役の同意を得なくてはならない。
- (9) 監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は必要な支援を行う。
- (10) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令又は定款に違反する行為が行われ又は行われようとしていることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ② 監査役から要求があった場合は、取締役又は使用人は、業務の執行に関し報告を行わなければならない。
- ③ 子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制を整備するため、子会社管理規程を整備し、子会社の取締役及び使用人に当社の監査役に対して上記と同等の報告を求める。
- (11) 前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役に対して第10項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取り扱いを受けないものとする。また、会社の人事考課にあたり、監査役は第7項乃至第10項の業務又は報告を行った使用人に関し、評価上の意見を述べることができる。
- (12) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役社長、その他の取締役、会計監査人、顧問弁護士などと定期的に情報交換に努め、連携して当社及び企業集団内の監査の実効性を確保するものとする。
- ② 当社の都合の場合の他、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合又は公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会はその事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議事案とすることを審議・決定する。

(14) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととする。詳細は、「財務報告に係る内部統制構築の基本方針」において定める。

(15) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は下記のとおりであります。

- ① 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定時取締役会を12回（毎月1回）、その他の取締役会を適宜開催し、各議案・報告事項についての審議、業務執行状況への監督などを行い、随時ミーリングリストを活用するなど、活発な意見交換がなされています。また、常勤取締役及び各部門長から構成される経営会議を原則として毎週一回開催し、様々な視点から事業リスクのレビューを行っております。
- ② 監査を支える体制については、監査役を補助するスタッフとして主に経営管理部より随時その内容に応じて選任し充てております。また、監査役会は、代表取締役、会計監査人との会合を定期的に行い、必要に応じて事業部門各部との会合を実施しているほか、上記の経営会議にも最低一名出席しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる買収であっても、当社資産の効率的な活用につながり、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、何ら否定されるべきではないと考えます。また、会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買収者の提示した条件が対象会社の適正な本源的価値を十分に反映しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、株主の皆様とともに企業価値・株主利益の向上に全力で取り組むことを第一に考え、買収者から当社株式の大量取得の提案を受けた際には、大量買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断すること、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために不当な買収に対する交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断し、当社取締役会は当社株式の大規模買付行為に関わる対応方針を導入することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針を実現するための取組み

当社が導入した対応方針は、いわゆる「事前警告型」といわれる対応策であります。当社株式に対する大規模買付行為への対応方針としては、当社株式に対して、大規模買付行為を行おうとする特定株主グループが、20%を超える当社株式等を保有する際に、「大規模買付ルール」の遵守を要請するものであります。

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始するというものであります。よって、大規模買付者が当該ルールを遵守する限りは、原則として当社取締役会は、新株予約権の発行等の対抗措置をとらないルールとなっております。

なお、本プランの詳細につきましては、2025年5月29日付「当社株式の大規模買付行為に関わる対応方針の更新に関するお知らせ」をご参照ください。

(当社ホームページ：<http://www.bemap.co.jp/>)

(3) 上記の取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

当社の大規模買付ルールは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであります。

当社取締役会から独立した組織として「ビーマップ企業価値検討委員会」を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断時には取締役会の恣意的な判断を排除する仕組みとなっていること、本ルールの有効期間は2年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正さ・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当連結会計年度末において当社は利益剰余金のマイナスを計上しております。今後の業績の進展により、利益剰余金の累計が相当額に達した際に、配当方針を含む株主還元方針を策定することといたします。なお、現在においては、利益剰余金の累計額が十分ではないため、策定しておりません。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【856,083】	【流動負債】	【355,111】
現金及び預金	282,108	買掛金	124,065
売掛金	534,967	未払金	28,021
契約資産	4,941	短期借入金	120,000
仕掛品	526	一年以内返済予定の長期借入金	14,292
原材料	3,979	未払法人税等	8,782
前渡金	13,957	契約負債	29,804
その他	15,601	製品保証引当金	1,000
		その他	29,145
【固定資産】	【82,149】	【固定負債】	【80,312】
(有形固定資産)	(8,872)	長期借入金	53,551
建物	6,245	資産除去債務	26,761
工具器具備品	0	負債合計	435,423
土地	2,627	純資産の部	
(無形固定資産)	(434)	【株主資本】	【374,297】
ソフトウェア	0	資本金	1,013,697
電話加入権	434	資本剰余金	91,545
(投資その他の資産)	(72,842)	利益剰余金	△728,812
投資有価証券	26,907	自己株式	△2,133
差入保証金	32,154	【新株予約権】	【105,905】
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	6,025	新株予約権	105,905
その他	7,755	【非支配株主持分】	【22,605】
		非支配株主持分	22,605
資産合計	938,232	純資産合計	502,808
		負債・純資産合計	938,232

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
【売上高】		1,721,303
【売上原価】		1,051,178
売上総利益		670,124
【販売費及び一般管理費】		767,909
営業損失		97,784
【営業外収益】		
受取利息	338	
受取家賃	2,262	
雑収入	382	2,982
【営業外費用】		
支払利息	3,975	
持分法による投資損失	1,819	5,794
経常損失		100,596
【特別利益】		
投資有価証券売却益	9,587	9,587
【特別損失】		
減損損失	16,204	
棚卸資産評価損	36,237	52,441
税金等調整前当期純損失		143,450
法人税、住民税及び事業税	2,544	2,544
当期純損失		145,994
非支配株主に帰属する当期純利益		5,558
親会社株主に帰属する当期純損失		151,553

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	934,551	12,399	△577,258	△2,119	367,572
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	79,145	79,145			158,291
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△151,553		△151,553
自己株式の取得				△13	△13
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	79,145	79,145	△151,553	△13	6,725
当期末残高	1,013,697	91,545	△728,812	△2,133	374,297

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額			
当期首残高	10,643	10,643	109,637	17,047	504,900
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					158,291
親会社株主に帰属する当期純損失(△)					△151,553
自己株式の取得					△13
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△10,643	△10,643	△3,732	5,558	△8,817
当期変動額合計	△10,643	△10,643	△3,732	5,558	△2,092
当期末残高	—	—	105,905	22,605	502,808

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

当社グループは、過去より継続して営業損失、経常損失を計上し、当連結会計年度におきましても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。こうした状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

また、当社は、2026年3月31日付で、株式会社東京証券取引所より、当社株式を整理銘柄に指定し、2026年10月1日付けで上場廃止とする旨の通知を受けました。

当社グループは当該状況を早急に解消するため、以下の施策を実施してまいります。

収益力の向上

当社グループは、黒字回復と、営業キャッシュ・フローの健全化を最優先の課題ととらえ、システム・ソリューション事業の各分野において、以下の取組を実施してまいります。

交通などモビリティ・イノベーション分野につきましては、デジタルきっぷを活用した新しい創客モデル「ただチケ」の事業化とともに交通系ICカードに関わるサービス(transit manager)や私鉄系のアプリ開発の拡充投資を積極的に獲得し、事業規模の早期回復を課題として取り組んでまいります。

通信などワイヤレス・イノベーション分野につきましては、従来は通信事業者と共同で主にインバウンド需要にむけたWi-Fiクラウド管理システムの構築と運用を主力としておりましたが、自治体・鉄道事業者などの構築案件にも積極的に取り組みつつ、様々な無線デバイスを用いたIoT・ローカル5Gなどの分野にも取り組みつつ、事業規模の回復を目指してまいります。

上記以外のソリューション分野につきましては、近年注力している02020・MMSサービスの主要顧客・業務提携先である流通業界の投資動向が徐々に回復しつつあり、また、こんぷりんの証明写真サービスが伸長しております。自治体・事業会社向けの無線システム販売については販売拡大策を実施し、集合住宅向けアパラスWi-Fi、おうちモニタなどの新規分野にも取り組んでおります。このため、当分野に今後人員を集中して取り組んでまいります。

財務基盤の安定

当社グループでは、当会計期間末において、現金及び預金残高は282,108千円であり、前連結会計年度末より126,996千円増加しております。当社グループでは、財務体質の強化、資金繰りの安定化のため、2025年4月17日付にて第三者割当増資による92,412千円、2026年3月23日付にて第三者割当増資による49,961千円の資金調達を実施いたしました。引き続き、必要に応じて事業資金の確保を図ってまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社こんぷりん 株式会社MMSマーケティング

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社等の数及び名称

持分法を適用した関連会社等の数 3社

関連会社等の名称 株式会社アローテック、株式会社アクティ、大江戸今昔めぐり製作委員会

3. 連結子会社又は持分法適用関連会社等の事業年度等に関する事項

連結子会社又は持分法適用関連会社等の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

原材料：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産：定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得する建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	9～39年
工具器具及び備品	3～10年

② 無形固定資産：定額法によっております。

自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金：従業員に対する賞与も支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

製品保証引当金 当社が納入した製品の無償交換費用等の将来の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

履行義務の内容

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容は次のとおりであります。請負契約は顧客の要求する仕様に沿ったソフトウェアを製作し顧客に納品するものであるため、当社は成果物を完成させる責任を有しております。よって製品引き渡しをもって履行義務が充足されます。運用や保守作業の契約については、財又はサービスが顧客に対して一定期間にわたるため、財又はサービスが移転する履行義務が充足するにつれて、収益を認識しております。

(5)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。ただし、金額の僅少なものについては、発生時に一括で償却しております。

会計上の見積りに関する注記
 (繰延税金資産の回収可能性)

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	一千円
繰延税金負債	一千円

(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のもの及び将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識することとしております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積ることにしており、その結果、繰延税金資産を計上しておりません。

これらの見積りは、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、課税所得が実際に獲得しうる時期及び金額が合理的に見積ることが可能となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額が重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 91,414千円

連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都千代田区	サーバ等	工具器具備品	16,204

(注) 当社グループは、継続的に収支の管理を行っている管理会計上の区分に従って資産のグルーピングを行っております。全社及びモビリティ・イノベーション事業に属する資産グループについて、当初の収益見込みを下回る事となったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスになる見込みとなったため、回収可能価額を零として評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数	普通株式	3,561,900株
当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数	普通株式	1,035株

2. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式	20,000株
------	---------

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に株式発行）を調達しております。

また、運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であります。このうち上場株式については市場価格の変動リスクに晒されており、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社では外貨建の営業債権債務はありません。投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

なお、現金は注記を省略し、預金、売掛金、買掛金、未払金は短期間で決済されるものであるため時価は帳簿価額と近似していることから記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	32,154	31,301	△852
資産計	32,154	31,301	△852
長期借入金（注）	67,843	65,219	△2,623
負債計	67,843	65,219	△2,623

(注) 1年以内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

市場価格のない株式等は次のとおりであり、上表には含めておりません。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	26,907

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	31,301	—	31,301
資産計	—	31,301	—	31,301
長期借入金（注）	—	65,219	—	65,219
負債計	—	65,219	—	65,219

(注) 1年以内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(※) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。

時価は、活発な市場において形成される当該時価の算定によっており、レベル1の時価に分類しております。

差入保証金

時価は、債権額と満期までの期間及び国債の利回り等の適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

時価は、元金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
一時点で移転される財又はサービス	1,008,042
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	713,260
顧客との契約から生じる収益	1,721,303
外部顧客への売上高	1,721,303

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表4. 会計方針に関する事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
顧客との契約から生じた債権	525,125	534,967
契約資産	2,930	4,941
契約負債	90,424	29,804

(注) 1. 契約資産は、プロジェクト案件の進捗度に基づいて認識した売上収益に係る未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権へ振り替えます。

2. 契約負債は、契約に基づく財又はサービスの提供の履行に先立って受領した対価に関連するものであり、当社グループが契約に基づき、財又はサービスの提供を履行した時点で収益に振り替えます。

3. 当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、全て当連結会計年度の収益として認識されています。

(2) 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	105円	11銭
2. 1株当たり当期純損失	43円	38銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

株式会社ビーマップ
取締役会 御中

そうせい監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 久保田 寛志
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中嶋 教晶
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビーマップの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビーマップ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、過去より継続して営業損失、経常損失を計上しており、当連結会計年度においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【709,317】	【流動負債】	【318,052】
現金及び預金	138,312	買掛金	76,624
売掛金	530,513	短期借入金	150,000
契約資産	4,941	未払金	24,615
仕掛品	476	未払法人税等	8,528
原材料	3,979	契約負債	29,804
前渡金	13,957	預り金	7,852
その他	17,135	製品保証引当金	1,000
		その他	19,626
		【固定負債】	【24,761】
【固定資産】	【99,694】	資産除去債務	24,761
(有形固定資産)	(8,872)	負債合計	342,813
建物	6,245	純資産の部	
工具器具及び備品	0	【株主資本】	【360,292】
土地	2,627	(資本金)	(1,013,697)
(無形固定資産)	(434)	(資本剰余金)	(95,619)
ソフトウェア	0	資本準備金	95,619
電話加入権	434	(利益剰余金)	(△746,890)
(投資その他の資産)	(90,387)	利益準備金	600
投資有価証券	16,951	その他利益剰余金	△747,490
関係会社株式	27,500	別途積立金	2,020
差入保証金	32,154	繰越利益剰余金	△749,511
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	6,025	(自己株式)	(△2,133)
その他	7,755	【新株予約権】	【105,905】
		(新株予約権)	(105,905)
資産合計	809,012	純資産合計	466,198
		負債・純資産合計	809,012

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
【売上高】		1,299,289
【売上原価】		762,159
売上総利益		537,130
【販売費及び一般管理費】		650,626
営業損失		113,495
【営業外収益】		
受取利息	307	
受取家賃	2,262	
雑収入	380	2,949
【営業外費用】		
支払利息	2,726	
出資金運用損	2,182	4,909
経常損失		115,455
【特別利益】		
投資有価証券売却益	9,587	9,587
【特別損失】		
減損損失	16,204	
棚卸資産評価損	36,237	52,441
税引前当期純損失		158,309
法人税、住民税及び事業税	2,290	2,290
当期純損失		160,599

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	934,551	16,473	16,473	600	2,020	△588,911
当 期 変 動 額						
新株の発行(新株予約権の行使)	79,145	79,145	79,145			
当 期 純 損 失 (△)						△160,599
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	79,145	79,145	79,145	—	—	△160,599
当 期 末 残 高	1,013,697	95,619	95,619	600	2,020	△749,511

(単位：千円)

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
	利益剰余金合計						
当期首残高	△586,291	△2,119	362,613	10,643	10,643	109,637	482,895
当期変動額							
新株の発行(新株予約権の行使)			158,291				158,291
当期純損失(△)	△160,599		△160,599				△160,599
自己株式の取得		△13	△13				△13
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				△10,643	△10,643	△3,732	△14,375
当期変動額合計	△160,599	△13	△2,321	△10,643	△10,643	△3,732	△16,696
当期末残高	△746,890	△2,133	360,292	—	—	105,905	466,198

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

当社は、過去より継続して営業損失、経常損失を計上し、当事業年度におきましても、営業損失、経常損失、当期純損失を計上いたしました。こうした状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

また、当社は、2026年3月31日付で、株式会社東京証券取引所より、当社株式を整理銘柄に指定し、2026年10月1日付けで上場廃止とする旨の通知を受けました。

当社は当該状況を早急に解消するため、以下の施策を実施してまいります。

収益力の向上

当社は、黒字回復と、営業キャッシュ・フローの健全化を最優先の課題ととらえ、システム・ソリューション事業の各分野において、以下の取組を実施してまいります。

交通などモビリティ・イノベーション分野につきましては、デジタルきっぷを活用した新しい創客モデル「ただチケ」の事業化とともに交通系ICカードに関わるサービス(transit manager)や私鉄系のアプリ開発の拡充投資を積極的に獲得し、事業規模の早期回復を課題として取り組んでまいります。

通信などワイヤレス・イノベーション分野につきましては、従来は通信事業者と共同で主にインバウンド需要にむけたWi-Fiクラウド管理システムの構築と運用を主力としておりましたが、自治体・鉄道事業者などの構築案件にも積極的に取り組みつつ、様々な無線デバイスを用いたIoT・ローカル5Gなどの分野にも取り組みつつ、事業規模の回復を目指してまいります。

上記以外のソリューション分野につきましては、近年注力しているO2O・MMSサービスの主要顧客・業務提携先である流通業界の投資動向が徐々に回復しつつあり、また、こんぷりんの証明写真サービスが伸長しております。自治体・事業会社向けの無線システム販売については販売拡大策を実施し、集合住宅向けアパらくWi-Fi、おうちモニタなどの新規分野にも取り組んでおります。このため、当分野に今後人員を集中して取り組んでまいります。

財務基盤の安定

当社では、当事業年度末において、現金及び預金残高は138,313千円であり、前事業年度末より51,683千円増加しております。当社では、財務体質の強化、資金繰りの安定化のため、2025年4月17日付にて第三者割当増資による92,412千円、2026年3月23日付にて第三者割当増資による49,961千円の資金調達を実施いたしました。引き続き、必要に応じて事業資金の確保を図ってまいります。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重

要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及び附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及び附属明細書に反映しておりません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法によっております。

子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 原材料：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 仕掛品：個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産：定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得する建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	9～39年
工具器具及び備品	3～10年

(2) 無形固定資産：定額法によっております。

自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金：債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金：従業員に対する賞与も支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

製品保証引当金：当社が納入した製品の無償交換費用等の将来の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

履行義務の内容

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容は次のとおりであります。請負契約は顧客の要求する仕様に沿ったソフトウェアを製作し顧客に納品するものであるため、当社は成果物を完成させる責任を有しております。よって製品引き渡しをもって履行義務が充足されます。運用や保守作業の契約については、財又はサービスが顧客に対して一定期間にわたるため、財又はサービスが移転する履行義務が充足するにつれて、収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	一千円
繰延税金負債	一千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	84,153千円
2. 取締役に対する短期金銭債権	2,100千円
取締役に対する長期金銭債権	6,025千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	16,384千円
短期金銭債務	3,346千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額	
営業取引高	67,552千円
営業取引以外の取引高	19,559千円

2. 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都千代田区	サーバ等	工具器具備品	16,204

(注) 当社は、継続的に収支の管理を行っている管理会計上の区分に従って資産のグルーピングを行っております。全社及びモビリティ・イノベーション事業に属する資産グループについて、当初の収益見込みを下回る事となったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスになる見込みとなったため、回収可能価額を零として評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数	普通株式	1,035株
-----------------------	------	--------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,567千円
未払事業所税	203千円
製品保証引当金	315千円
新株予約権	18,890千円
棚卸資産	15,276千円
関係会社株式	9,644千円
投資有価証券	17,000千円
貸付金	27,895千円
長期前払費用	348千円
有形固定資産	5,849千円
無形固定資産	1,825千円
資産除去債務	7,804千円
入会金	378千円
出資金	350千円
繰越欠損金	141,470千円
繰延税金資産小計	248,820千円
評価性引当額	△247,653千円
繰延税金資産合計	1,166千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除却費用	△1,166千円
繰延税金負債合計	△1,166千円
繰延税金負債の純額	一千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	MMSマーケティング	(所有) 直接60.9%	役員 の 兼 任	当社サービスの提供 (注1)	20,215	売掛金	9,973
				資金の借入 (注2)	140,000	短期借入金	30,000
				利息の支払 (注2)	457	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件については当社と関係を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(注2) 資金の貸借の利率については市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	杉野文則	(被所有) 直接5.69	当社 代表取締役社長	金銭の貸付	—	短期貸付金 長期貸付金	2,100 6,025

取引条件及び取引条件の決定方針等

金利・返済方法等の取引条件については一般的金利及び従業員貸付規程等を参考に設定した上で、当取引については取締役会決議（当該取締役を除く）により決定しております。

返済については、貸付時の返済計画どおり毎月の役員報酬より控除する等により、現時点で回収上の支障は発生しておりません。

収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | | | |
|----|------------|------|-----|
| 1. | 1株当たり純資産額 | 101円 | 18銭 |
| 2. | 1株当たり当期純損失 | 45円 | 97銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

株式会社ビーマップ
取締役会 御中

そうせい監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 久保田 寛志
業務執行社員
指定社員 公認会計士 中嶋 教晶
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビーマップの2025年4月1日から2026年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、過去より継続して、営業損失、経常損失を計上しており、当事業年度においても、営業損失、経常損失、当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 そうせい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 そうせい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月28日

株式会社ビーマップ 監査役会

常勤監査役 小山 信行 ㊟

監査役 小林 義典 ㊟

監査役 小林 弘樹 ㊟

(注) 常勤監査役小山信行、監査役小林義典、監査役小林弘樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社グループは2026年3月期（第28期）において2期連続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、第28期末における当社の繰越利益剰余金は、マイナス749,511,160円となっております。

この欠損の解消には相当の期間が見込まれることから、早期の財務体質の健全化及び今後の財務戦略上の柔軟性及び機動性を確保を目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を実施し、欠損填補を行うことにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、今回の処分等は、「純資産の部」の勘定の振替であり、当社の純資産に変更を生ずるものではなく、また発行済株式総数にも変更はございませんので、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではございません。また、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1)減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、2026年3月31日現在の資本金の額1,013,697,080円のうち813,697,080円を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものです。減少後の資本金の額は、200,000,000円となります。

(2)資本金の額の減少がその効力を生ずる日

2026年9月30日を予定しております。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1)減少する資本準備金の額

会社法第448条第1項の規定に基づき、2026年3月31日現在の資本準備金の額95,619,742円のうち95,619,742円を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものです。減少後の資本準備金の額は、0円となります。

(2)資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日

2026年9月30日を予定しております。

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、繰越利益剰余金のマイナスを解消するため、上記資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、振り替え後のその他資本剰余金909,316,822円のうち749,511,160円を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えるものです。振替後のその他資本剰余金は159,805,662円、繰越利益剰余金は0円となります。

(1)増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 749,511,160円

(2)減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 749,511,160円

(3)効力発生日

2026年9月30日を予定しております。

以上